平成２８年（フ）第６９７号
兵庫県三田市三輪４丁目４番28号プラチナ荘17号
債務者　米澤　悦子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０３号
神戸市兵庫区下沢通１丁目４番６―1102号
債務者　須濱　千秋
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６６号
青森市千富町１丁目16番31号　メゾンドホワイト203号
債務者　佐藤　武彦
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田86番地２
債務者　築舘　文子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１４８８号
札幌市中央区南20条西９丁目２番33―302号
債務者　越谷　力朗
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５００号
札幌市中央区南２条西５丁目６番地１　ロジェ札幌25―502号
債務者　後藤久美子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３７号
札幌市東区北42条東１丁目４番18号　シャネル麻生六番館302号
債務者　三淵　立夏（旧姓澤）
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５９号
札幌市白石区東札幌３条４丁目４番28号　クロストン34―202号
債務者　五日市幸恵
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８号
釧路市新栄町６番５号　パーハイム104
債務者　戸羽真理子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第５９号
福島県河沼郡湯川村大字湊字日中66番地３、前住所福島県河沼郡湯川村大字湊字日中66番地１
債務者　一條志津江（旧姓栗城）
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡1751番地７、前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目23番14―302号　レジデンス・クレインヒル
債務者　小笠原　勝
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４４８号
埼玉県飯能市八幡町６番21号
債務者　青木　直美
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４５３号
埼玉県所沢市大字山口5199番地の２　エクセレンスノースヒルズＡ―103
債務者　三澤多惠子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４５８号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３―３―505　奥泉方
債務者　金子奈緒美
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４６５号
埼玉県ふじみ野市東久保１丁目４番21号　岡部マンション103
債務者　佐藤　高志
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７０号
静岡県田方郡函南町仁田191番地の３
債務者　澤井　恭一
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
三重県多気郡大台町柳原1292番地
債務者　大西　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
津地方裁判所松阪支部